

発議第1号

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月20日 提出

瀬戸内市議会議長 原野 健一 様

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

（提出の理由）

議員期末手当について、執行部等との均衡及び他団体の動向に鑑み、6月及び12月の支給割合を平準化するよう規定の見直しをするもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の160」を「100分の152.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の145</u>、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の152.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p>